

行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法制のイメージ

公的部門にふさわしい個人情報の適正な取扱い（基本法制の要請）

行政機関及び独立行政法人等における情報化の一層の進展

行政並びに独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益の保護を図る

行政機関及び独立行政法人等

個人情報の適正な取扱い

- ・ 利用目的の明確化と利用目的による取扱いの制限
- ・ 本人から直接、書面等により個人情報を取得する際の利用目的の明示
- ・ 受領者に対する措置要求
- ・ 安全確保
- ・ 正確性確保

保有個人情報

電 算 処 理

体系化された情報

体系化されて
いない情報

紙 等 媒 体

個人情報ファイル簿等
（件名、利用目的等）

請求制度

- ・ 開示請求制度
- ・ 訂正請求制度
- ・ 利用停止請求制度

答申

諮問

第三者的不服審査会

インターネット
等による情報
提供

開示の請求

開示

停止の請求

訂正・利用

停止の決定

訂正・利用

不服申立て

国 民

申請処分手続に際しての個人情報保護の例

行政機関の義務

申請書、添付資料
第三者等に対する調査

個人情報の取得

- ・ 書面取得に際し利用目的の明示
(適法な方法による取得)

電子ファイル又は一件綴
りにより資料を管理

個人情報の保有

- ・ 漏洩防止等の安全措置
- ・ 本人からの請求により、支障
のおそれのない限り開示
- ・ 本人からの請求により、事実
と相違し理由ある場合は訂正

申請内容の審査、処
分の決定、他機関へ
の通知等

個人情報の利用・提供

- ・ 目的外の利用、提供等の原則
禁止
- ・ 本人からの請求により、不適
法な取得、目的外の利用・提
供等が行われている場合の原
則的利用停止

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案の対象法人（１４３法人）

（注） は、本法律案の対象外とされる法人を示す。

●独立行政法人【６０法人】（すべて対象）

●特殊法人【６０法人】（７４法人中）

【理事長等任命又は政府出資がある】 ５５法人

公団 水資源開発公団、地域振興整備公団、緑資源公団、石油公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、日本道路公団、都市基盤整備公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団

事業団 宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、環境事業団、国際協力事業団、

日本私立学校振興・共済事業団、社会福祉・医療事業団、農畜産業振興事業団、

金属鉱業事業団、中小企業総合事業団、運輸施設整備事業団、簡易保険福祉事業団、労働福祉事業団

公庫 沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、住宅金融公庫、公営企業金融公庫

特殊銀行、金庫 日本政策投資銀行、国際協力銀行、商工組合中央金庫

その他 帝都高速度交通営団、北方領土問題対策協会、国民生活センター、日本原子力研究所、

理化学研究所、核燃料サイクル開発機構、公害健康被害補償予防協会、奄美群島振興開発基金、

国際交流基金、日本育英会、日本芸術文化振興会、日本学術振興会、放送大学学園、

日本体育・学校健康センター、社会保険診療報酬支払基金、心身障害者福祉協会、年金資金運用基金、

農業者年金基金、日本貿易振興会、新エネルギー・産業技術総合開発機構、国際観光振興会、

雇用・能力開発機構、日本労働研究機構

【理事長等任命がなく、かつ政府出資がない】 １法人

日本勤労者住宅協会

【公営競技関係法人】 ５法人

日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、

（財）日本船舶振興会

【特殊会社】 １０法人

日本たばこ産業株式会社、電源開発株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、

九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、

西日本電信電話株式会社、関西国際空港株式会社

【共済組合等】 ２法人

農林漁業団体職員共済組合、勤労者退職金共済機構

【その他】 １法人

日本放送協会

●認可法人【２３法人】（８２法人中）

【理事長等任命又は政府出資がある】 ２３法人

平和祈念事業特別基金、自動車安全運転センター、総合研究開発機構、海洋科学技術センター、

預金保険機構、日本万国博覧会記念協会、通関情報処理センター、産業基盤整備基金、

医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、農林漁業信用基金、海洋水産資源開発センター、

野菜供給安定基金、農水産業協同組合貯金保険機構、生物系特定産業技術研究推進機構、

情報処理振興事業協会、自動車事故対策センター、空港周辺整備機構、海上災害防止センター、

通信・放送機構、日本障害者雇用促進協会、日本下水道事業団、地方公務員災害補償基金、

基盤技術研究促進センター（平成15年解散予定）

【理事長等任命がなく、かつ政府出資がない】 １３法人

日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本赤十字社、厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金、

漁船保険中央会、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国中小企業団体中央会、

日本商工会議所、全国商工会連合会、全国社会保険労務士会連合会、銀行等保有株式取得機構

【共済組合等】 ４５法人

各省各庁等の共済組合、国家公務員共済組合連合会等 ４５法人

【その他】 １法人

日本銀行

情報公開審査会

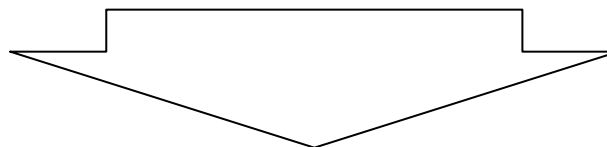
【所掌事務】行政機関情報公開法第18条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議

【委員数】 9名（3部会）

独立行政法人等情報公開法の施行に伴う変更

【所掌事務の追加】独立行政法人等情報公開法第18条第2項の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議

【委員の増員】 3名（1部会）



情報公開・個人情報保護審査会

【所掌事務】以下の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議

- ・行政機関情報公開法第18条
- ・独立行政法人等情報公開法第18条第2項

+

- ・行政機関個人情報保護法第42条
- ・独立行政法人等個人情報保護法第42条第2項

【委員数】 12名 + 3名 = 15名（計5部会）

行政機関等個人情報保護法制における主な充実・強化事項

行政機関

事項	現行制度	新制度
1 対象機関の拡大	府省・人事院	内閣官房等・会計検査院を追加
2 対象個人情報の拡大	電子計算機処理情報	紙文書情報を追加
3 利用目的変更の制限	所掌事務の範囲	目的との相当の関連性
4 利用目的の明示	ファイル簿による公表	書面等による取得時における明示を追加
5 開示請求対象範囲の拡大	医療・教育情報等を除外	医療・教育情報等も対象に
6 本人関与の強化	開示請求制度と訂正の申し出	開示請求制度・訂正請求制度・利用停止請求制度
7 不服審査制度の充実	処分庁への異議申し立て等	第三者的審査機関への諮問を追加

独立行政法人等

事項	現状	新制度
1 法制上の位置づけ	行政機関法の趣旨に則して努力	法律上の制度として確立
2 対象法人	独立行政法人、特殊法人（１３４法人）	政府の一部を構成すると見られる独立行政法人、特殊法人及び認可法人（１４３法人）
3 個人情報の適正な取扱い	内部規定等による規律	行政機関と同様の法律上の義務
4 本人関与	運用上の対応	行政機関と同様の法律上の請求制度

（平成13年12月現在）

民・官の保護制度の内容の違い

事 項	民間部門	行政機関等
基本的な考え方	個人情報の取扱事業者の自主性、自律性を尊重し、個人情報保護の観点から必要かつ最小限の規制を確立。	行政の公開性、透明性の向上の観点を加味し、個人情報の取扱いに関し個人情報保護の観点から厳格に制度化。
対象となる個人情報	一定規模以上の体系的に整理された個人情報（データベース化された個人情報を中心。 ）。	行政機関の保有するすべての個人情報（ 散在情報も含む。 ）。
規律の対象者	個人情報取扱事業者（報道機関等は適用除外）。	すべての国の行政機関及び独立行政法人等。
開示、訂正、利用停止請求制度の基準等	必要かつ最小限の不開示等の基準、手続。	不開示等基準、請求手続等について透明性の向上の観点から明確化。
ファイル等保有の通知制度	通知制度なし。	総務大臣への事前通知義務。
ファイル管理簿の作成・公表	ファイル管理簿の作成義務はない（データベース等全体の包括的な利用目的を明確化し、公表）。	個別のファイルごとに、その名称、利用目的、記録項目、提供先などの詳細な事項を管理するファイル簿の作成・公表を義務付け。
救済制度	事業者による自律的な苦情処理。	行政不服申立制度。 情報公開・個人情報保護審査会が、国民からの不服申立てを審査。